

諮問実施機関：滋賀県知事（東近江農業農村振興事務所）

諮問日：平成29年4月13日（諮問第137号）

答申日：平成29年11月16日（答申第108号）

内容：「〇〇〇〇所有地に係る不換地に伴う清算金に係る文書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、「県営土地改良事業〇〇地区〇〇工区の換地処分に伴う清算金の支払及び徴収について（平成〇年〇月日付け〇〇第〇〇号）」を特定して行った決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成28年6月14日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

県営ほ場整備事業〇〇地区〇〇工区の換地処分に先立ち〇〇〇〇所有地（〇〇〇〇外〇筆）の不換地同意書に〇〇〇〇が同意押印している。なぜか権利者会議の案内もなく、また、不換地に伴う清算も不明なことから、本来交付されるはずの権利者会議通知書（地区総計表および各筆換地等明細書）および不換地に伴う清算金等の送付等明細書

#### 2 実施機関の決定

平成28年6月27日、実施機関は、対象公文書を特定の上、その一部が、条例第6条第1号の非公開情報に該当するとして、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

平成28年8月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」

という。)を行った。

#### 4 審査請求書の補正

平成 28 年 9 月 27 日、実施機関は、本件審査請求に係る審査請求書に形式上の不備があるとして、審査請求人に補正を命じ、同年 10 月 31 日、審査請求人は、実施機関に審査請求書を補正する旨の文書を提出した。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

公開された文書は、〇〇土地改良区理事長宛ての文書（平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号）であるが、公開請求したのは、実施機関と〇〇〇〇の清算金に係る文書であるため、これの公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

実施機関が公開した文書からは、換地清算金の総額は確認できるが、〇〇〇〇の明細書については回答がない。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

#### 2 対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に対して保有する文書の部分公開を行ったが、審査請求人は、公開請求した文書は、実施機関と〇〇〇〇との換地清算金に係る文書であるとしている。

しかし、県営ほ場整備事業〇〇地区〇〇工区に係る換地清算金の徴収または支払については、実施機関は、土地改良法（以下「法」という。）第 89 条の 2 第 11 項の規定に基づき、法第 5 条第 7 項の権利を有する者に代えて、関係土地改良区である〇〇土地改良区に対して徴収または支払を行っている。このため、審査請求人の主張する文書はそもそも存在しないものである。

### 第 5 審査会の判断理由

#### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する

情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

## 2 本件審査請求について

本件公開請求は、県営土地改良事業の実施に伴って、〇〇〇〇に対して行われた換地処分に関する文書の公開が求められたものである。

実施機関は、本件公開請求に対して、変更権利者会議通知書（平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇号）ならびに県営土地改良事業〇〇地区〇〇工区の換地処分に伴う清算金の支払および徴収に係る通知文書（平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件通知文書」という。）を特定の上、部分公開を行っている。

しかしながら、これに対して、審査請求人は、公開を求めたのは本件通知文書ではないとし、改めて公開請求をした文書の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

## 3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件通知文書が〇〇土地改良区宛てのものであることから、改めて実施機関から〇〇〇〇宛てに発出された換地処分に伴う清算金の支払または徴収に係る文書の公開を求めているものであると考えられる。

しかしながら、法第89条の2第11項の規定により、実施機関が換地処分を行う場合、その換地処分に係る清算金については、実施機関が関係権利者との間で直接、支払または徴収するのに代えて、関係土地改良区との間で支払または徴収することができることとされており、実施機関においては、同項の規定に基づいて事務が行われていたものと認められる。

このことからすると、〇〇〇〇宛てに発出した清算金の支払または徴収に係る文書は存在しないとする実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められず、これを実施機関が保有

しているものと判断すべき証拠等はない。

また、当審査会において見分したところ、本件通知文書は、法第 89 条の 2 第 11 項の規定に基づき、関係土地改良区である〇〇土地改良区宛てに通知がなされたものであって、その内容においても、〇〇〇〇に対する清算金の額等が具体的に記載されていることが認められ、実施機関が、本件対象公文書を特定したことは誤りであるとは言えない。

したがって、実施機関が本件公開請求に対して、本件通知文書を特定して決定を行ったことは妥当であると認められる。

#### 4 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第 6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 29 年 4 月 13 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 5 月 12 日 (第 256 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 6 月 9 日 (第 257 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 259 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 29 年 10 月 30 日 (第 261 回審査会)	・答申案の審議を行った。